

雇用保険料率表

雇用保険の保険料率の改定について

平成19年4月より、以下のとおり雇用保険の保険料率が改定される予定です。

事業の種類	改定後 (平成19年度概算保険料の計算に使用)			改定前 (平成18年度確定保険料の計算に使用)		
	保険率	事業主負担率	被保険者負担率	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15/1000	9/1000	6/1000	19.5/1000	11.5/1000	8/1000
農林水産 清酒製造の 事業	17/1000	10/1000	7/1000	21.5/1000	12.5/1000	9/1000
建設の事業	18/1000	11/1000	7/1000	22.5/1000	13.5/1000	9/1000

新雇用保険率については、関係法律の改正法案が国会で成立すれば、改定される予定です。

雇用保険の一般保険料額表が平成17年3月31日限りで全面的に廃止され、平成17年4月1日以降は、被保険者の方が負担すべき雇用保険は、被保険者の方の賃金総額に1000分の8(一般の事業の場合。一般の事業以外は1000分の9)を乗じて得た額となりました。

上記により計算した被保険者負担分に、1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは以下のとおりになります。

- (1) 被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭1厘以上の場合は切り上げとなります。
- (2) 被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げとなります。
- (3) ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合には、この限りではありません。

一般保険料額表の廃止

平成17年4月1日から雇用保険料に係る「一般保険料額表」が廃止され、被保険者の方が負担する雇用保険料は、賃金を支払う都度、その賃金額に被保険者負担率を乗じることにより計算することになりました。